

第 7 9 号議案

ふじみ野市議会議員及びふじみ野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市議会議員及びふじみ野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 1 0 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 3 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後のふじみ野市議会議員及びふじみ野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 2 0 0 号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市議会議員及びふじみ野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。